

町名『神田和泉町』存続の危機	神田和泉町町会と神輿の復活	行政による町会統制	神田和泉町町会誕生	関東大震災
昭和45年11月 昭和40年11月	昭和29年5月 昭和28年10月	昭和22年3月 5月	昭和13年5月 昭和3年	大正12年9月 大正13年10月
区立いずみ児童遊園が完成 町会創立4周年記念式典 於 佐久間小学校	『住居表示に関する法律』が施行され、町名変更の事業が開始される。この法律に基づく新しい町名地番整理が行われ、神田地域での町名については神田を冠称することが禁止された。神田を呼称するなら『神田〇〇町』でなく『〇〇神田町』としなければならぬ。これに対し、町会および秋葉原東部町会連合会の反対により、区も神田和泉町の住居表示から手を引き、そのままとなった。	町会廃止に伴い衛生会、青年会が代わって自治活動を行ってきたが、昭和2(1951)年講和条約締結に伴い、『神田和泉町町会』として再発足。 戦災で焼失した大神輿を復刻、現在に至る。 焼失後わずか9年で神輿が復活し、しかも現在において他町会の神輿に優るとも劣らない立派な神輿を残してくれた先人に、ただ感謝するとともに、神田和泉町の和の象徴として、町会標語『皆で担ぐ和の神輿』のもと、代々引き継がれる。	町会員を株主とする貸し席、株式会社和泉町会館が1番地1(現SHフラットの一部)に設立され、町会親睦の会場に利用されてきたが、第二次大戦開戦の昭和6(1941)年秋、産業報国会に譲り渡してその使命を終わる。 『東京市町会規約準則』が告示。隣組の名が初めて使用される。	1日、関東大震災発生。神田和泉町および近隣住民は自警団を組織し、結束して消火活動を行い、奇跡的に焼失を免れる。その後、この組織が町会に発展していった。 東京市社会教育課が『町会規約要領』を出版、市が

神田和泉町の法人化	神田和泉町地番整理	関口記念和泉会館の設立
平成5年1月 平成4年8月	昭和61年3月	昭和60年11月 昭和50年10月 昭和4年2月
地縁団体認可通知書を添付して、東京法務局に3名会員から法人名義に所有移転登記を申請、一連の手続きが完了。以後、土地建物の固定資産税が、今までの十分の一に激減。 公益法人認可の祝賀会開催 於 あさひ銀行 町会創立7周年記念式典 於 ちよだたパークサイドプラザ	神田和泉町の住居表示に関して、1番地のあとに枝番をつけることで住居表示を分かりやすくしたいと千代田区に要望。これに対し慎重な態度を崩さなかった区当局に対し、中村覚区議会議員(当時)の協力のもと、町田連平町会長(当時)を中心に積極的な活動を展開し、苦勞の甲斐あって実施の運びとなる。当時の区民部長の土子勤氏(後に助役)の御協力には、感謝している。以後和泉橋出張所(当時三柳所長)を窓口とし、大塚金太郎町会長(当時)が中心となり、神田郵便局の協力のもと町会各世帯に地番整理の葉書交付要請と、各世帯に街区番号のプレート <sup>1</sup> の掲示の協力を呼び掛け、ここにほぼ神田和泉町に於ける地番整理が完成し、同年10月に町内全域に、住居表示法に準じた街区符番(枝番)の使用開始。 改正までは関口記念和泉会館という、町会の共有財産が町会に法人格がないため、個人の共有名義(当時の役員3名の名義)でしか登記できなかった。そこで司法書士でもある井出武甫現副町会長の尽力を頂き、神田和泉町を転居された方や、すでに亡くなられた方の御遺族までさかのぼり、当時の名義人6名から名義変更に必要な書類作成に取りかかる。3名中5名の御遺族の所在が不確定であり、井出副会長には追跡調査に多大な苦勞をお掛けしたことに、町会として大いなる敬意を表するところである。	町会員関口よし殿御逝去。相続人飯塚モヨ殿より、故関口殿所有の不動産を町会に寄贈の申し出を受ける。土地9・5 <sup>2</sup> ㎡(1・6坪) 建物鉄筋2階延105・3 <sup>3</sup> ㎡。 新たに『関口記念和泉会館』を開館、町会事務所および町会員の福祉施設として利用開始。 日通跡地を、周辺町会住民との協力のもと、積極的な推進運動により、広場として獲得。 町会創立50周年記念式典 於 佐久間小学校 関口記念和泉会館に3階を増築。 日通跡地が、区立和泉公園として落成。 自主防災組織として、町会長を本部長とする防災対策部を編成し組織化する。 『第1回神田和泉町子供縁日の夕べ』開催

約半世紀の時を経て、大中小神輿を大修理。  
新品同様に蘇った神輿を、町会員に披露。